

物部川土地改良区連合役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条

次に掲げる者は役員の被選任権を有しない。

- (1) 法人
- (2) 年齢25年未満の者
- (3) 成年被後見人又は被保佐人
- (4) 破産者で復権の出来ない者
- (5) 禁錮以上の刑に処られた者で、その執行終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
- (6) 所属土地改良区の組合員でない者
- (7) 前六項の規程にかかわらず所属土地改良区にあって、被選任権を有する者
(理事の選任)

第2条

理事の選任は本土地改良区連合設立時の申し合せに従い各単位土地改良区の理事長を総会で選任する。

(監事の選任)

第3条

監事の選任は本土地改良区連合設立時の申し合せにより野市上井堰土地改良区及び南国市田村堰井筋土地改良区より各1名を総会で選任する。

第4条

役員任期満了による選任は基の任期満了の前日60日から10日までに行うこととする。

第5条

役員執任中、各土地改良区の組合員として其の資格を失った者は直ちに本改良区連合の役員としての資格を失うものとする。

第6条

理事の任期半ばで単位土地改良区理事長の改選が行われた場合、現職理事の資格は自然に消滅し新理事長が理事被選任の資格を有し総会で選任される。其の場合の任期は前任者の残任期間とする。

第7条

総会で選任された役員は前任役員任期満了の日の翌日より就任するものとする。

第8条

役員に関する其の他の件は総会にはかり決定するものとする。

昭和51年11月12日改正

平成2年6月6日改正

平成16年6月30日改正

平成17年7月21日改正